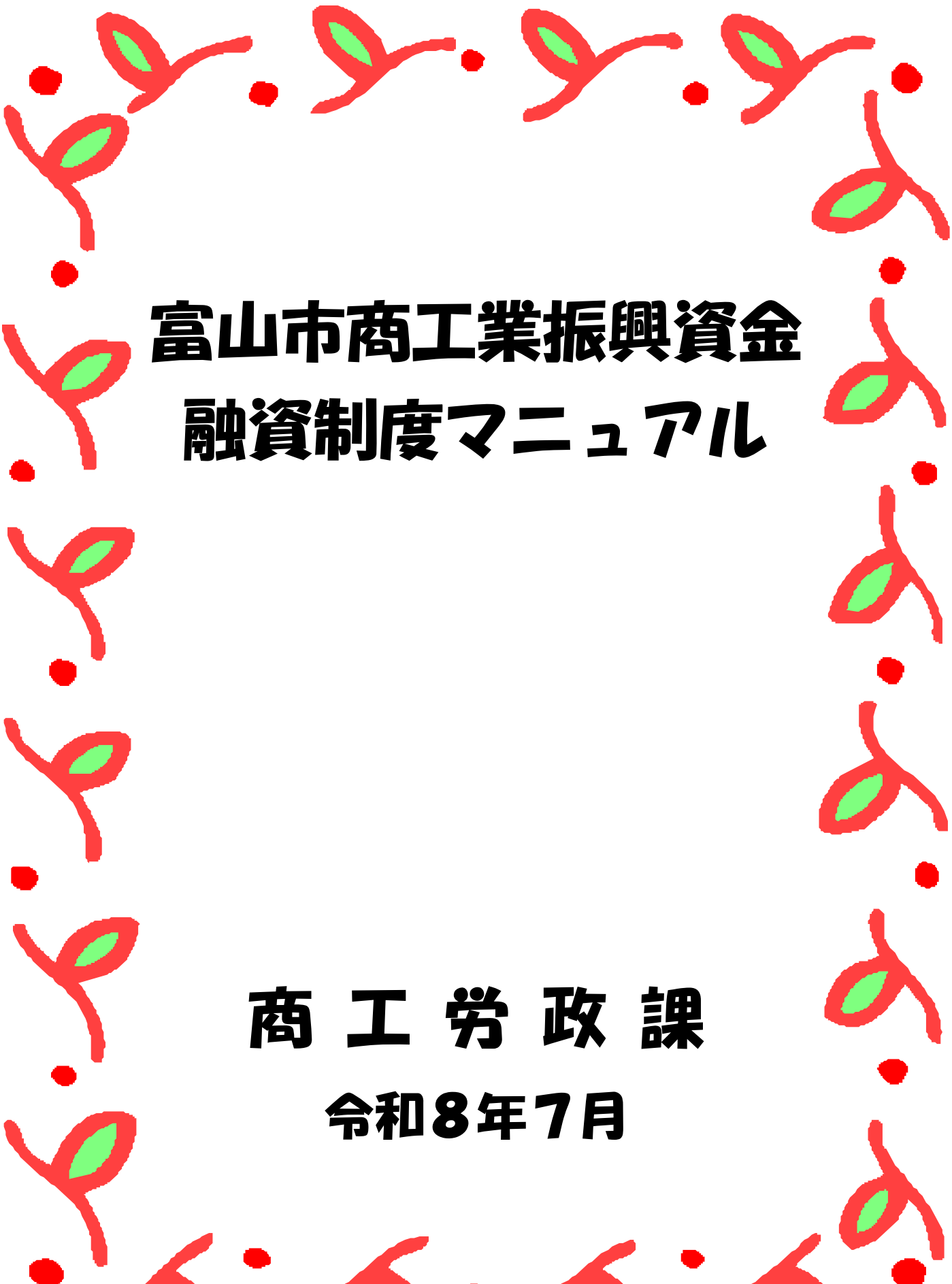




富山市商工業振興資金 融資制度マニュアル

商 工 労 政 課

令和8年7月

目次

納税証明書の添付について	-3-
運転資金	-4-
経営安定資金	-5-
経営安定資金（災害枠）	-6-
経営安定資金（激甚災害枠）	-7-
設備投資支援資金	-8-
企業立地促進事業資金	-9-
高度化事業資金	-10-
創業者支援資金	-11-
第二創業支援資金	-12-
環境保全設備資金	-13-
商店街空き店舗活用促進資金	-14-
緊急経営基盤安定資金	-15-
富山県小口事業資金（零細小口枠）	-16-
セーフティネット保証・危機関連保証制度認定申請	-17-

※各資金を複数回利用する場合の融資限度額の取り扱いについて

1 「資金の名称」欄に「(限度額：当初借入額)」と記載している資金

→当初借入額を基準として融資限度額を判断します。

(例) 運転資金 500 万円を借入後、新たに運転資金を借入する場合

→融資残高 200 万円の時点での新規申込可能額は、

$2,000 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円} = \underline{1,500 \text{ 万円}}$

⇒当初借入額（500 万円）を基準とするため、融資残高（200 万円）は考慮しない。

(例) 運転資金 500 万円を借入後、既往残高を借り換えて新たに運転資金を借入する場合

→融資残高 200 万円の時点で新たに借り換えに伴う運転資金を借入する場合

新規申込可能額は、 $200 \text{ 万円} + 1,800 \text{ 万円（新規運転資金分）} = \underline{2,000 \text{ 万円}}$

2 「資金の名称」欄に「(限度額：融資残高)」と記載されている資金

→融資残高を基準として融資限度額を判断します。

(例) 設備投資支援資金 5,000 万円を借入れ後、新たに設備投資支援資金を借入する場合

→融資残高 2,000 万円の時点での新規申込可能額は、

$1 \text{ 億円} - 2,000 \text{ 万円} = \underline{8,000 \text{ 万円}}$

⇒融資残高（2,000 万円）を基準とするため、当初申込額（5,000 万円）は考慮しない。

納税証明書の添付について

●融資の申込日の属する年度と、その前年度の納税証明書を添付してください。

●融資の申込日において、納期が到来している全ての市税について、完納していることを確認してください。（申請の都度、新たに納税証明書を取って確認してください。）

基本的な市税の納期

	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
固定資産税	第1期			第2期					第3期		第4期	
市県民税			第1期		第2期		第3期			第4期		
法人市民税	随時(決算後2ヶ月以内)											

例：令和8年度(R8.4.1～R9.3.31)に申し込む場合に必要となる納税証明書の年度

申込月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6年度	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
R7年度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
R8年度	×	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○添付必須 △固定資産税がある場合に提出が必要 ×添付不要

- ・期末から2ヶ月経過後1週間程度は、市民税課での課税データ入力との時間差により直近決算に係る納税証明書が発行されないこともあるので、その場合は、前年度の納税証明書のみ添付してください。

但し、窓口で領収書提示の上、納税証明書を申請すると発行は可能です。

※未納額について、分納は認められず、完納していることが条件です。

【個人】

- ・4月、5月に申し込む場合で、「固定資産税」や「軽自動車税」の課税がない場合は、申込日の属する年度の納税証明書が発行できないので、その場合は前年度の証明書のみ添付してください。
- ・納税証明書に「市県民税」の表示がない場合は、「非課税証明書」も添付してください。

【法人】

- ・「法人市民税」については、納税証明書の備考欄に事業年度の記載があるので、直近のものであることを確認してください。
- ・「固定資産税」や「軽自動車税」の課税がない場合は、「法人市民税」の証明書のみ添付してください。

資 金 の 名 称	運 転 資 金（限度額：当初借入額※）	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】		
(1) 運転資金の借換要件について		
① 既に融資を受けている運転資金について、当初借入額の2分の1以上を償還し、かつ、返済期間も2分の1以上経過している場合は、その残高を運転資金で借り換えることができます。		
② 市町村合併前の旧6町村（大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村）において融資のあっせんを受けた「富山県小口事業資金」についても、①の要件を満たす場合は、その残高を運転資金で借り換えることができます。		
③ ①②以外の資金を、運転資金で借り換えることはできません。		

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑪その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	経 営 安 定 資 金（限度額：当初借入額※）																								
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】 (1) 売上減少等の認定について ① 申込の前に、商工会議所又は商工会で売上減少等の認定を受け、認定書を添付して申し込んでください。 ② <u>認定書に記載のある最近3ヶ月とは、申請月を含まない最新月から遡った連続した3ヶ月とします。</u> <u>ただし、最新月の売上高が未確定の場合は、その前月から遡った連続した3ヶ月を対象とすることができます。申込み前における最近3ヶ月に対応する過去3年とは、申請年を除く3年以内です。</u> (例) 9月に申請をする場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td> <td rowspan="2">対象外</td> <td>対象外</td> <td>←</td> <td>対象期間</td> <td>→</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>売上高未確定の場合</td> <td>←</td> <td>対象期間</td> <td>→</td> <td>売上高未確定</td> </tr> </tbody> </table>							月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	通常の場合	対象外	対象外	←	対象期間	→	対象外	売上高未確定の場合	←	対象期間	→	売上高未確定
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																			
通常の場合	対象外	対象外	←	対象期間	→	対象外																			
売上高未確定の場合		←	対象期間	→	売上高未確定																				
(2) 本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。																									
申込に必要な書類	富山市宛		保 証 協 会 宛																						
①融資あっせん申込書	原本1部		不要																						
②保証依頼書	不要		原本1部																						
③個人情報の取扱いに関する同意書	不要		原本1部																						
④信用保証委託申込書	写し1部		原本1部																						
⑤保証人等明細	写し1部		原本1部																						
⑥申込人（企業）概要	写し1部		原本1部																						
⑦信用保証依頼書	写し1部		原本1部																						
⑧納税証明書	写し1部（2期分）		写し1部（2期分）																						
⑨売上減少等の認定書	写し1部		原本1部																						
⑩決算書・申告書	写し1部（2期分）		写し1部（2期分）																						
⑪誓約書	原本1部		写し1部																						
⑫その他必要書類	写し1部		原本又は写し1部																						

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑫その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	経営安定資金（災害枠）（限度額：当初借入額※）	
注 意 事 項	※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】	
(1) 罹（り）災証明書について		
① 申込には、罹（り）災証明書または被災届出証明書の添付が必須です。		
② 罹（り）災証明書及び被災届出証明書について、住家に関するものは市民生活部市民課、商工業関係施設等に関するものは商工労働部商工労政課において発行します。		
※その他の被災対象については、それぞれ所管する担当課において発行します。詳細は富山市ホームページ（ページ番号：1004775）をご確認ください。		
(2) 本資金を利用できる中小企業者について		
中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。		
申込に必要な書類	富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書	原本 1 部	不要
②保証依頼書	不要	原本 1 部
③個人情報の取扱いに関する同意書	不要	原本 1 部
④信用保証委託申込書	写し 1 部	原本 1 部
⑤保証人等明細	写し 1 部	原本 1 部
⑥申込人（企業）概要	写し 1 部	原本 1 部
⑦信用保証依頼書	写し 1 部	原本 1 部
⑧納税証明書	写し 1 部（2 期分）	写し 1 部（2 期分）
⑨罹(り)災証明書または被災届出証明書	写し 1 部	写し 1 部
⑩見積書・売買契約書	写し 1 部	写し 1 部
⑪決算書・申告書	写し 1 部（2 期分）	写し 1 部（2 期分）
⑫誓約書	原本 1 部	写し 1 部
⑬その他必要書類	写し 1 部	原本又は写し 1 部

注 1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注 2 ⑬その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	経営安定資金（激甚災害枠） (限度額：当初借入額※)	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】 (1) 罹（り）災証明書について ① 申込みには、罹（り）災証明書または被災届出証明書の添付が必須です。 ② 罹（り）災証明書及び被災届出証明書について、住家に関するものは市民生活部市民課、商工業関係施設等に関するものは商工労働部商工労政課において発行します。 ※その他の被災対象については、それぞれ所管する担当課において発行します。詳細は富山市ホームページ（ページ番号：1004775）をご確認ください。 (2) 本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。		
申込に必要な書類	富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書	原本 1 部	不要
②保証依頼書	不要	原本 1 部
③個人情報の取扱いに関する同意書	不要	原本 1 部
④信用保証委託申込書	写し 1 部	原本 1 部
⑤保証人等明細	写し 1 部	原本 1 部
⑥申込人（企業）概要	写し 1 部	原本 1 部
⑦信用保証依頼書	写し 1 部	原本 1 部
⑧納税証明書	写し 1 部（2 期分）	写し 1 部（2 期分）
⑨罹(り)災証明書または被災届出証明書	写し 1 部	写し 1 部
⑩見積書・売買契約書	写し 1 部	写し 1 部
⑪決算書・申告書	写し 1 部（2 期分）	写し 1 部（2 期分）
⑫誓約書	原本 1 部	写し 1 部
⑬その他必要書類	写し 1 部	原本又は写し 1 部

注 1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注 2 ⑬その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称		設備投資支援資金（限度額：融資残高※）	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【融資残高】			
(1) 営業用車両について 3ナンバー、5ナンバーの車両は融資対象外です。（ただし、運転代行業用車両や、障害者用車両、福祉車両として販売している事業用車両は対象とします。） (2) 用地費について ① 土地の購入費用は、融資対象としません。土地・建物を同時に購入する場合は、建物部分に係る金額のみ融資対象とします。 ② 土地に係る造成費（舗装、駐車場整備費などを含む。）についても、融資対象としません。 (3) 見積書について ① 宛先が申込人と一致しているか、また、有効期限は過ぎていないか等を確認して添付してください。 ② 融資申込時点で、契約書や見積書上の支払期限が到来しているものについては、融資対象としません。 ③ 店舗兼住宅については、店舗部分のみが対象となりますので、対象部分の見積書と平面図等を添付してください。 (4) 設備投資先について 市外への設備投資は、融資対象としません。 (5) 本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。			
申込に必要な書類		富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書		原本1部	不要
②保証依頼書		不要	原本1部
③個人情報の取扱いに関する同意書		不要	原本1部
④信用保証委託申込書		写し1部	原本1部
⑤保証人等明細		写し1部	原本1部
⑥申込人（企業）概要		写し1部	原本1部
⑦信用保証依頼書		写し1部	原本1部
⑧納税証明書		写し1部（2期分）	写し1部（2期分）
⑨見積書・売買契約書		写し1部	写し1部
⑩決算書・申告書		写し1部（2期分）	写し1部（2期分）
⑪誓約書		原本1部	写し1部
⑫その他必要書類		写し1部	原本又は写し1部

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑫その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称		企業立地促進事業資金（限度額：融資残高※）	
注 意 事 項		※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【融資残高】	
(1) 対象設備の認定について			
① 申込の前に、「富山市商工業振興資金融資対象設備認定書」により商工労政課で認定を受けた後、お申し込みください。			
② 認定申請の際は、事業計画書、見積書又は契約書の写し、対象設備のカatalogや図面など、必要書類を添付してください。			
(2) 融資対象について			
融資申込時点で、契約書や見積書上の支払期限が到来している部分については、融資対象としません。			
(3) 用地費について			
・建物と用地を同時取得する場合は、用地費も対象となります。			
・ただし、市が造成した工業団地又は工場立地法に基づく工場適地を賃借している企業がその用地を購入する場合は、用地費のみも対象となります。			
(4) 申込スケジュールについて			
事業費が大きく、富山県信用保証協会における審査委員会の諮問案件となるケースも多いことから、この資金の利用を希望される場合は、事前に商工労政課にご相談ください。			
(5) 本資金を利用できる中小企業者について			
中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。			
※対象地域…①市が造成した工業団地又は工場立地法に基づく工場適地			
②市の特定地域（工業専用地域、工業地域、準工業地域）			
申込に必要な書類		富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書		原本1部	不要
②保証依頼書		不要	原本1部
③個人情報の取扱いに関する同意書		不要	原本1部
④信用保証委託申込書		写し1部	原本1部
⑤保証人等明細		写し1部	原本1部
⑥申込人（企業）概要		写し1部	原本1部
⑦信用保証依頼書		写し1部	原本1部
⑧納税証明書		写し1部（2期分）	写し1部（2期分）
⑨見積書・売買契約書		写し1部	写し1部
⑩決算書・申告書		写し1部（2期分）	写し1部（2期分）
⑪誓約書		原本1部	写し1部
⑫その他必要書類		写し1部	原本又は写し1部

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑫その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	高 度 化 事 業 資 金 (限度額：融資残高※)	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【融資残高】 (1) 融資対象者について この資金の融資対象者は、事業協同組合や商店街振興組合などの中小企業団体です。 (2) 対象設備の認定について ① 申込の前に、「富山市商工業振興資金融資対象設備認定書」により商工労政課で認定を受けた後、お申し込みください。 ② 認定申請の際は、事業計画書、見積書又は契約書の写し、対象設備のカタログや図面など、必要書類を添付してください。 (3)融資対象について 融資申込時点で、契約書や見積書上の支払期限が到来している部分については、融資対象としません。 (4) 申込スケジュールについて 事業費が大きく、富山県信用保証協会における審査委員会の諮問案件となるケースも多いことから、この資金の利用を希望される場合は、早めに商工労政課にご相談ください。		
申込に必要な書類	富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書	原本 1 部	不要
②保証依頼書	不要	原本 1 部
③個人情報の取扱いに関する同意書	不要	原本 1 部
④信用保証委託申込書	写し 1 部	原本 1 部
⑤保証人等明細	写し 1 部	原本 1 部
⑥申込人（企業）概要	写し 1 部	原本 1 部
⑦信用保証依頼書	写し 1 部	原本 1 部
⑧納税証明書	写し 1 部（2 期分）	写し 1 部（2 期分）
⑨融資対象設備認定書	写し 1 部	原本 1 分
⑩見積書・売買契約書	写し 1 部	写し 1 部
⑪決算書・申告書	写し 1 部（2 期分）	写し 1 部（2 期分）
⑫誓約書	原本 1 部	写し 1 部
⑬その他必要書類	写し 1 部	原本又は写し 1 部

注 1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注 2 ⑬その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	創 業 者 支 援 資 金（限度額：当初借入額※）	
注 意 事 項	※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】	
(1) 受付機関について 受付機関は市のみで、金融機関から保証依頼することはできません。		
(2) 対象者について 以下の場合の対象となりません。 ①企業（法人）の経営者が、別の企業（法人）を創業する場合 ②すでに市内で開業している方が、今までの事業を廃止して <u>すぐに別の事業を開業する場合</u>		
(3) 経営指導について 経営指導は毎月1回、10日頃に行いますが、受講を希望される場合は、前月末日までに事業計画書や見積書など必要書類を揃え、商工労政課へお申し込みください。		
(4) 申込書類の作成について ① 事業計画書の記載内容の修正や、添付書類の追加などをお願いすることがありますので、事業計画書の案を作成された段階で、商工労政課の窓口へお越しくください。 ② 特に、経営指導を受講される場合は、前月末日までに必要書類が揃えられるよう、日程に余裕を持ってご準備ください。		
(5)在職証明書について 創業する業種と同業種であり、前職での勤務歴が1年以上かつ、 <u>申込から1年以上離職していないことを、前職の代表者に証明してもらってください。（在職中の融資実行はできません。）</u>		
(6) 本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。		
申込に必要な書類	富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書	原本1部	保証依頼は受付機関（市）が行います。
②保証依頼書	不要	
③個人情報の取扱いに関する同意書	原本1部	
④信用保証委託申込書	原本1部、写し1部	
⑤保証人等明細	原本1部、写し1部	
⑥申込人（企業）概要	原本1部、写し1部	
⑦信用保証依頼書	原本1部、写し1部	
⑧納税証明書	写し2部（2期分）	
⑨所得証明書	写し2部（1期分）	
⑩事業計画書	写し2部	
⑪誓約書	原本1部、写し1部	
⑫開業届（個人のみ）	写し2部	
⑬その他必要書類	写し2部	

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑬その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「創業者支援資金のご案内」または、「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。

資 金 の 名 称		第二創業支援資金（限度額：当初借入額※）	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】			
(1) 受付機関について 受付機関は市のみで、金融機関から保証依頼することはできません。			
(2) 融資要件について 【新事業展開】…事業計画書（様式1～4）を作成してください。 【分社化】…事業計画書（様式1～5）を作成してください。なお、現在行っている法人が新法人の筆頭株主であることを確認するため、定款も添付してください。 【新産業】…この資金を利用するには、申込前に「富山市新産業評価委員会」の審査を受け、Aランク又はBランクの評価を得なければなりません。 ※評価委員会の開催日程は、商工労政課（443-2070）にご確認ください。			
(3) 創業者について この資金の要件に合致する場合でも、創業者の方は「創業者支援資金」をご活用ください。			
(4) 申込書類の作成について 事業計画書の記載内容の修正や、添付書類の追加などをお願いすることがありますので、事業計画書の案を作成された段階で、商工労政課の窓口へお越しく下さい。			
(5) 本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。			
申込に必要な書類		富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書		原本1部	保証依頼は受付機関（市）が行います。
②保証依頼書		不要	
③個人情報の取扱いに関する同意書		原本1部	
④信用保証委託申込書		原本1部、写し1部	
⑤保証人等明細		原本1部、写し1部	
⑥申込人（企業）概要		原本1部、写し1部	
⑦信用保証依頼書		原本1部、写し1部	
⑧納税証明書		写し2部（2期分）	
⑨事業計画書		写し2部【新事業展開・分社化】	
⑩事業計画評価認定書・申請書一式		写し2部【新産業】	
⑪決算書・申告書		写し2部（2期分）	
⑫誓約書		原本1部、写し1部	
⑬開業届（個人のみ）		写し2部	
⑭定款（分社化の場合）		写し2部	
⑮その他必要書類		写し2部	

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑮その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称		環境保全設備資金（限度額：融資残高※）	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【融資残高】			
(1) 対象設備について			
①太陽光発電 ②風力発電 ③バイオマス発電 ④中小規模水力発電			
⑤地熱発電 ⑥太陽熱利用 ⑦温度差熱利用 ⑧バイオマス熱利用			
⑨雪氷熱利用 ⑩バイオマス燃料製造			
⑪クリーンエネルギー自動車（3及び5ナンバー可）			
⑫天然ガスコージェネレーション ⑬燃料電池			
(2) 利用目的について			
利用者の収益事業となると認められる場合は、売電目的の場合も対象とします。			
ただし、事前に審査が可能かどうかを保証協会に確認してから申し込んでください。			
(3) クリーンエネルギー自動車について			
・該当する自動車は「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」、「メタノール自動車」、「天然ガス自動車」のみです。事業用かつ社会通念を超えない車種にしてください。			
・3及び5ナンバーのクリーンエネルギー自動車を購入する場合、社名を車体に塗装するなどして「事業用」ということを明確にしてください。			
※例・・・社名の塗装代分の見積の添付など。シールやステッカー等はがせるものは不可です。			
(4) 本資金を利用できる中小企業者について			
中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。			
申込に必要な書類		富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書		原本1部	不要
②保証依頼書		不要	原本1部
③個人情報の取扱いに関する同意書		不要	原本1部
④信用保証委託申込書		写し1部	原本1部
⑤保証人等明細		写し1部	原本1部
⑥申込人（企業）概要		写し1部	原本1部
⑦信用保証依頼書		写し1部	原本1部
⑧納税証明書		写し1部（2期分）	写し1部（2期分）
⑨見積書・売買契約書		写し1部	写し1部
⑩決算書・申告書		写し1部（2期分）	写し1部（2期分）
⑪誓約書		原本1部	写し1部
⑫その他必要書類		写し1部	原本又は写し1部

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑫その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	商店街空き店舗活用促進資金 (限度額：当初借入額※)	
注 意 事 項	※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】 (1) 受付機関について 受付機関は市のみで、金融機関から保証依頼することはできません。 (2) 融資要件について 店舗が所在する商店街団体及び当該商店街団体地区を管轄する商工会議所または商工会からの「団体加入証明書」を添付してください。 (3) 創業者について この資金の要件に合致する場合でも、創業者または創業後1年未満の方は、「創業者支援資金」をご活用ください。 (4) 本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。	
申込に必要な書類	富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書	原本1部	保証依頼は受付機関（市）が行います。
②保証依頼書	不要	
③個人情報の取扱いに関する同意書	原本1部	
④信用保証委託申込書	原本1部、写し1部	
⑤保証人等明細	原本1部、写し1部	
⑥申込人（企業）概要	原本1部、写し1部	
⑦信用保証依頼書	原本1部、写し1部	
⑧納税証明書	写し2部（2期分）	
⑨団体加入証明書	原本、写し各1部	
⑩決算書・申告書	写し2部（2期分）	
⑪誓約書	原本1部、写し1部	
⑫開業届（個人のみ）	写し2部	
⑬団体加入証明書	写し2部	
⑭その他必要書類	写し2部	

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑭その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称	緊急経営基盤安定資金（限度額：当初借入額※）													
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【当初借入額】														
（１）申込要件 １．事業経営に支障が生じ、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①最近１ヶ月の売上総利益が前年同期に比べて減少している。 ②最近１ヶ月の売上原価が前年同期に比べて上昇している。 （１）売上減少の認定について ① あっせん申込の前に、商工会議所又は商工会で売上総利益の減少または売上原価の上昇の認定を受け、申込時に認定書を添付してください。 ② 最近１ヶ月とは、申請月を含む３ヶ月以内の１ヶ月とします。														
（例）９月に申請をする場合 最近１ヶ月とは、申請月の前月とします。 ただし、申請月の前月の売上高が未確定の場合は、前々月を対象とすることができます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の場合</td> <td>対象外</td> <td>対象期間</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>売上高 未確定の場合</td> <td>対象期間</td> <td>売上高 未確定</td> </tr> </tbody> </table>				月	7月	8月	9月	通常の場合	対象外	対象期間	対象外	売上高 未確定の場合	対象期間	売上高 未確定
月	7月	8月	9月											
通常の場合	対象外	対象期間	対象外											
売上高 未確定の場合	対象期間	売上高 未確定												
（２）借換の対象とする資金について ① 借換の対象は、富山市融資制度で、借入れから６ヶ月以上経過しているものの融資残高です。 ② 富山市融資制度以外のものや、市町村合併前の旧町村で借り入れた富山県小口事業資金は、対象としません。 （３）経営改善計画書等について あっせん申込時に経営改善計画書を添付してください。 なお、借換を伴わない新規運転資金のみの利用も可能です。 （４）本資金を利用できる中小企業者について 中小企業団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）は本資金の申込はできません。														
申込に必要な書類	富山市宛	保 証 協 会 宛												
①融資あっせん申込書	原本１部	不要												
②保証依頼書	不要	原本１部												
③個人情報の取扱いに関する同意書	不要	原本１部												
④信用保証委託申込書	写し１部	原本１部												
⑤保証人等明細	写し１部	原本１部												
⑥申込人（企業）概要	写し１部	原本１部												
⑦信用保証依頼書	写し１部	原本１部												
⑧納税証明書	写し１部（２期分）	写し１部（２期分）												
⑨決算書・申告書	写し１部（２期分）	写し１部（２期分）												
⑩認定書	写し１部	原本１部												
⑪経営改善計画書	写し１部	原本１部												
⑫誓約書	原本１部	写し１部												
⑬その他必要書類	写し１部	原本又は写し１部												

注１ ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注２ ⑬その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

資 金 の 名 称		富山県小口事業資金（零細小口枠） （限度額：全ての保証残高※）	
注 意 事 項 ※複数回利用する場合：借入可能額＝融資限度額－【全ての保証残高】			
(1) 受付機関について 受付機関は市で、金融機関から保証依頼することはできません。 (2) 保証残高の確認について 零細小口枠の融資限度額は、<u>既保証残高を含めて、2，000万円</u>ですので、保証残高を確認のうえ、お申し込みください。 (3) 提出書類について ・運転資金と設備資金の融資期間が同じである場合は1枚のあっせん申込書で、同時に申込むことができます。融資期間が異なる場合（例：運転5年、設備7年）はそれぞれの申込書類一式を作成し、お申し込みください。 ・納税証明書は県ではなく<u>富山市から発行する納税証明書</u>を添付してください。 (4) 資金使途について 既に借入れしている零細小口枠をこの資金で借換えることはできません。 借換える場合は富山県の「緊急経営改善資金」を利用してください。			
申込に必要な書類		富山市宛	保 証 協 会 宛
①融資あっせん申込書		原本1部（県様式）	保証依頼は受付機関（市）が行います。
②保証依頼書		不要	
③個人情報の取扱いに関する同意書		原本1部	
④信用保証委託申込書		原本1部、写し1部	
⑤保証人等明細		原本1部、写し1部	
⑥申込人（企業）概要		原本1部、写し1部	
⑦信用保証依頼書		原本1部、写し1部	
⑧納税証明書		写し2部（2期分）	
⑨決算書・申告書		写し2部（2期分）	
⑩誓約書		原本1部、写し1部	
⑪その他必要書類		写し2部	

注1 ③～⑦は富山県信用保証協会の所定様式（信用保証申込関係書式セット一式）です。

注2 ⑪その他必要書類の詳細については、別紙パンフレット「富山市商工業振興資金申込添付書類一覧表」をご覧ください。（例：商業登記簿謄本、許認可証（写）等）

セーフティネット保証・危機関連保証 制度認定申請

注 意 事 項

添付資料について（共通）

(1)営業実態確認書（登記事項証明書、営業許可証、確定申告書等）、(2)売上高等の根拠資料（決算書、試算表。試算表がない場合は、任意様式に売上高及び「上記内容に相違ありません。」と記載し、署名捺印したものを代わりとできます。）、(3)要件緩和適用確認書（必要がある場合のみ）を添付してください。

なお、(1)、(2)の代わりに「認定要件確認書」（取扱金融機関の押印が必要）により認定することも可能です。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）

要件

原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）

要件

指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

最近3ヶ月とは、申請月を含まない最新月から遡った連続した3ヶ月とします。

ただし、最新月の売上高が未確定の場合は、その前月から遡った連続した3ヶ月を対象とすることができます。

（例）4月に申請をする場合

月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
通常の場合	対象外	対象外	←	対象期間	→	対象外
売上高未確定の場合		←	対象期間	→	売上高未確定	